

東近江市能登川水車とカヌーランド及び東近江市世界凧博物館東近江大凧会館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

東近江市能登川水車とカヌーランド及び東近江市世界凧博物館東近江大凧会館の指定管理者を次のとおり指定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

平成28年11月29日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
東近江市能登川水車とカヌーランド	滋賀県東近江市池庄町610番地 公益財団法人東近江市地域振興事業団	平成29年4月1日から 平成32年3月31日まで
東近江市世界凧博物館東近江大凧会館	滋賀県東近江市池庄町610番地 公益財団法人東近江市地域振興事業団	平成29年4月1日から 平成32年3月31日まで